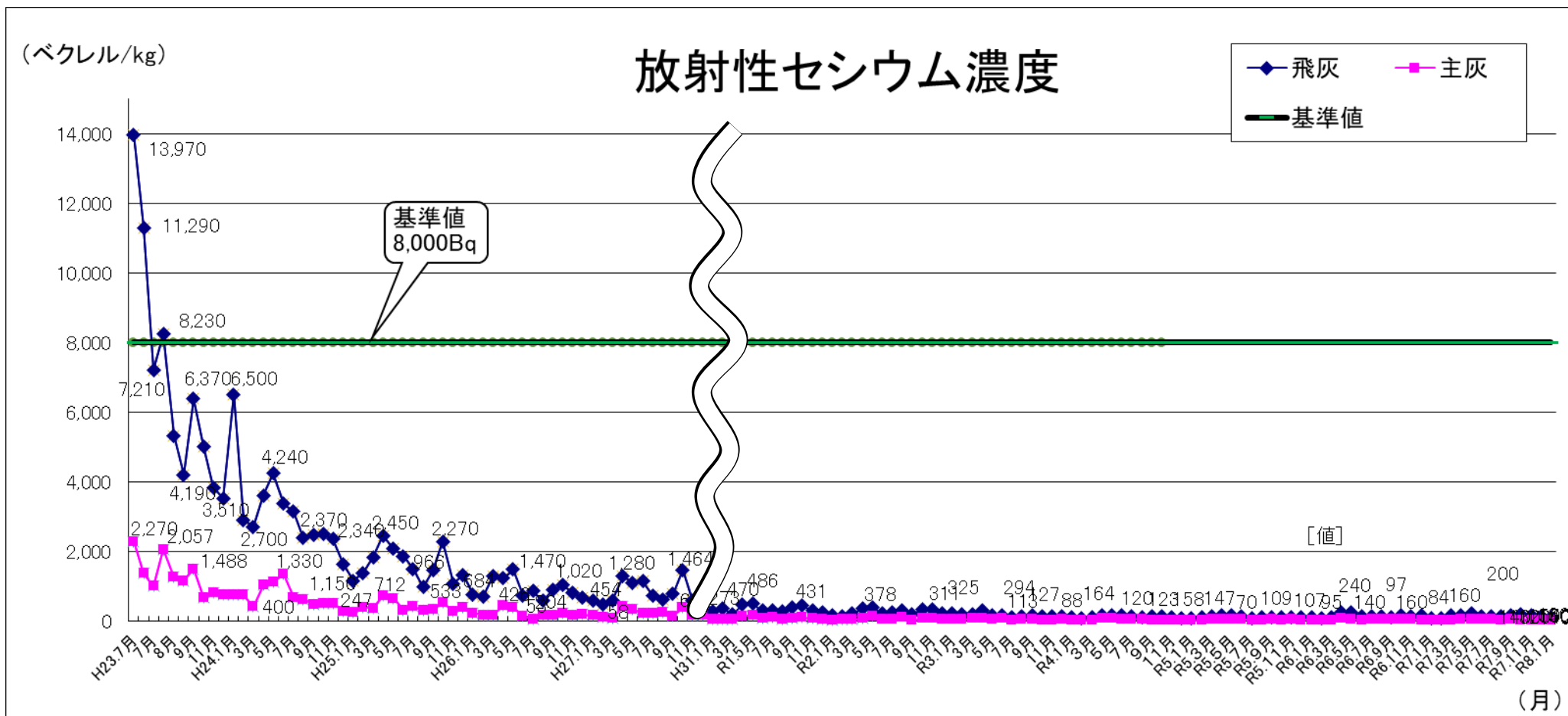


印西クリーンセンター放射性物質に関する報告

1 放射性物質の測定結果

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき月1回測定しています。

- 焼却灰（主灰・飛灰）の放射性セシウム濃度の測定結果（セシウム134と137の合計値）



(ベクレル)

| R7年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 主灰 | 49 | 52 | 41 | 33 | 28 | 36 | 21 | 27 | 21 | 14 | — | — |
| 飛灰 | 150 | 200 | 140 | 130 | 120 | 150 | 190 | 150 | 140 | 110 | — | — |

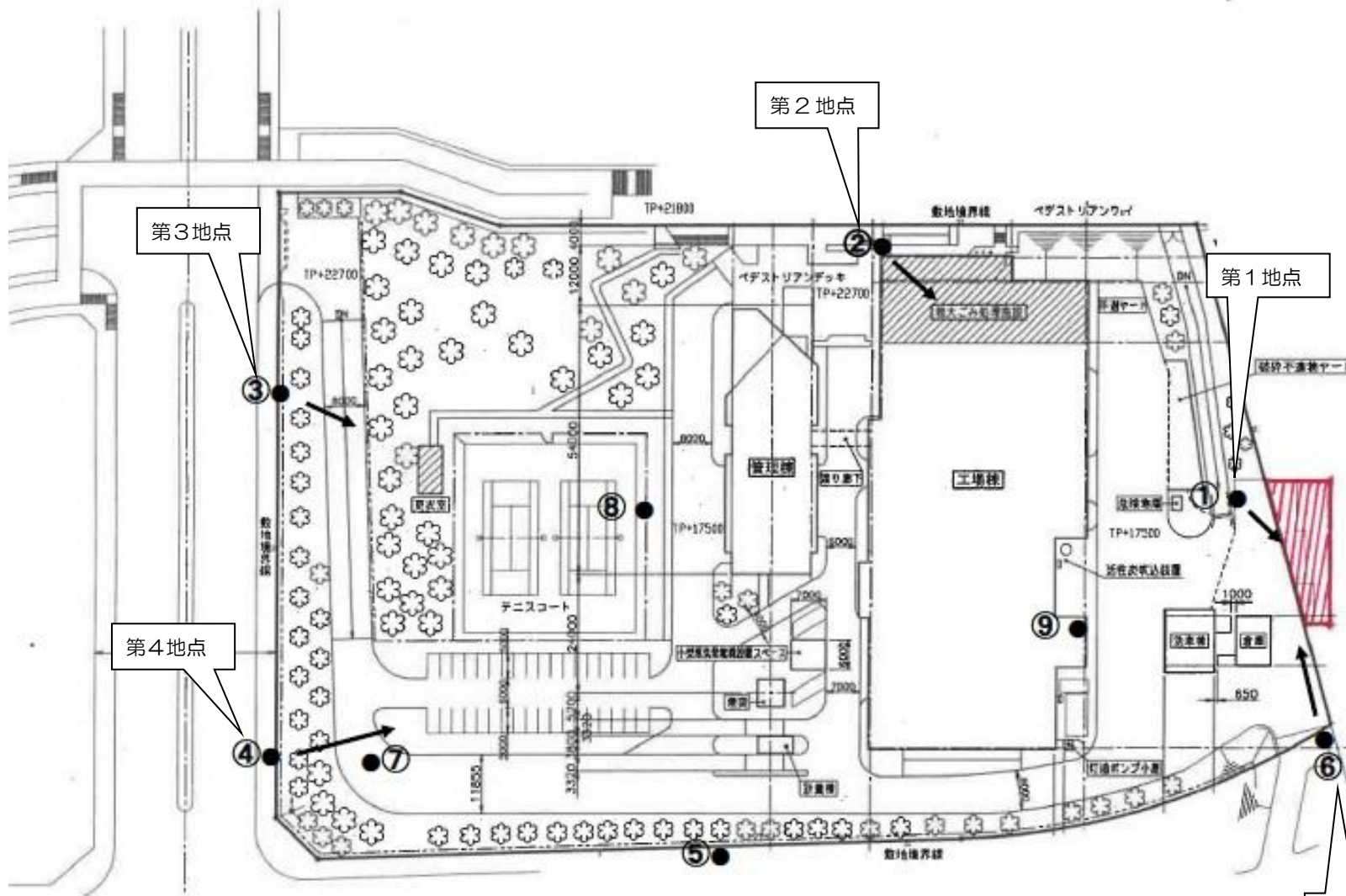
・排ガス中の放射性セシウムの測定結果（セシウム 134 と 137 の合計値）

| 測定月 | 炉別 | 測定容器 | 分析の結果 | 検出下限値 |
|---------|-----|------|-------|---------------|
| 令和7年4月 | 3号炉 | ろ紙部 | 不検出 | 2（134 又は 137） |
| | | ドレン部 | 不検出 | 同上 |
| 令和7年5月 | 1号炉 | ろ紙部 | 不検出 | 同上 |
| | | ドレン部 | 不検出 | 同上 |
| 令和7年6月 | 2号炉 | ろ紙部 | 不検出 | 同上 |
| | | ドレン部 | 不検出 | 同上 |
| 令和7年7月 | 2号炉 | ろ紙部 | 不検出 | 同上 |
| | | ドレン部 | 不検出 | 同上 |
| | 3号炉 | ろ紙部 | 不検出 | 同上 |
| | | ドレン部 | 不検出 | 同上 |
| 令和7年8月 | 3号炉 | ろ紙部 | 不検出 | 同上 |
| | | ドレン部 | 不検出 | 同上 |
| 令和7年9月 | 2号炉 | ろ紙部 | 不検出 | 同上 |
| | | ドレン部 | 不検出 | 同上 |
| 令和7年10月 | 1号炉 | ろ紙部 | 不検出 | 同上 |
| | | ドレン部 | 不検出 | 同上 |
| | 2号炉 | ろ紙部 | 不検出 | 同上 |
| | | ドレン部 | 不検出 | 同上 |

| | | | | |
|---------|-----|------|-----|----|
| 令和7年11月 | 1号炉 | ろ紙部 | 不検出 | 同上 |
| | | ドレン部 | 不検出 | 同上 |
| | 2号炉 | ろ紙部 | 不検出 | 同上 |
| | | ドレン部 | 不検出 | 同上 |
| 令和7年12月 | 2号炉 | ろ紙部 | 不検出 | 同上 |
| | | ドレン部 | 不検出 | 同上 |
| | 3号炉 | ろ紙部 | 不検出 | 同上 |
| | | ドレン部 | 不検出 | 同上 |
| 令和8年1月 | 1号炉 | ろ紙部 | 不検出 | 同上 |
| | | ドレン部 | 不検出 | 同上 |
| | 3号炉 | ろ紙部 | 不検出 | 同上 |
| | | ドレン部 | 不検出 | 同上 |

※指定廃棄物（飛灰）の
保管状況について

基準値（8,000Bq/kg）
を超えた飛灰（平成 23
年 7 月、8 月発生 of 指定
廃棄物）は 130 t あり、
令和元年度にドラム缶
（252 缶）をフレコンバ
ックに梱包し、既存のフ
レコンバッグ（120 袋）
と一緒に、一時保管して
います。この指定廃棄物
は国が処分するもので
す。



第3地点

第2地点

第1地点

第4地点

指定廃棄物
一時保管場所

第6地点

【放射線測定器の点検期間中の測定について】

放射線測定器（環境放射線モニタ PA-1000 Radi）は年1回専門業者へ点検に出しています。

3 焼却灰の処理状況

放射性物質の測定結果により、基準値（8,000Bq/kg）以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋立処分しています。

（令和7年度：令和8年1月末現在）

| 令和7年度計画処理量 | 埋立量 |
|------------|-------------|
| 5,441 t/年 | • 4月 474 t |
| | • 5月 496 t |
| | • 6月 553 t |
| | • 7月 454 t |
| | • 8月 301 t |
| | • 9月 450 t |
| | • 10月 462 t |
| | • 11月 342 t |
| | • 12月 544 t |
| | • 1月 468 t |
| 累計 4,544 t | |
| 埋立率 31.36% | |

資料 3

○令和7年度次期中間処理施設整備事業の進捗状況について

(令和8年2月末時点)

1. 施設整備について

- ・関係機関協議：道路・上下水道・雨水排水・電気・ガス等（継続）
- ・(仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設建設工事（R6.2月契約）
- ・(仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設運営維持管理業務（R6.2月契約）
- ・環境影響評価 令和7年4月～令和10年3月
（工事中の建設機械の稼働に伴う騒音・振動・粉じん等の調査）
- ・ごみ焼却場の都市計画決定（変更）の公告 令和6年10月1日（手続き完了）
- ・ごみ焼却場の都市計画決定事業認可取得 令和7年 4月4日（手続き完了）

2. アクセス道路について

- ・道路工事 6月27日契約（3月完了予定）

3. 地域振興策について

- ・基本設計（導入機能・規模、配置計画など） 11月契約（6月末完了予定）

4. 水道事業について（印西市水道課）

- ・費用負担契約締結：5月契約
- ・設計業務（6工区）、工事施工（5工区）：（3月完了予定）

5. 下水道事業について（印西市下水道課）

- ・費用負担契約締結：5月契約
- ・下水道実施設計（3月完了予定）

6. 用地管理業務

- ・地域振興策用地草刈（第1回）：6月契約・完了
（第2回）：10月・完了

令和7年度 次期中間処理施設整備事業のスケジュールについて

(令和8年2月末時点)

| 事業内容 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------------------------------------|------|---------|--------------------|--------|--------|----------|----------|--------------------------|-----|----|----|----|
| 施設整備事業建設工事、 インフラ関係、 環境影響評価業務 | 造成工事 | 基礎工事 | | | | | 躯体工事 | | | | | |
| | | 関係機関協議 | :道路・上下水 | 道・雨水排水 | 電気・ガス等 | | | | | | | |
| | | 環境影響評価: | 工事中(騒音・振動・粉じん等の調査) | | | | | | | | | |
| アクセス道路 工事 | | | | 道路工事 | | | | | | | | |
| 地域振興策 | | | | | | | | 地域振興策基本設計(導入機能、規模、配置計画等) | | | | |
| 水道事業 負担金契約及び設計・ 工事 | | 負担契約締結 | | | | 設計(第6工区) | | | | | | |
| | | | | | | | 工事(第5工区) | | | | | |
| 下水道事業 実施設計 | | 負担契約締結 | 実施設計 | | | | | | | | | |
| 地域振興事業 | | 地域振興策用 | 地草刈① | | | | 地草刈② | | | | | |

ICC-議題-20260307
回答は文書で

1. 指定廃棄物の件

(1) 「2024年2月5日に要望書を提出して以降の進捗状況は？（松戸市の指定解除との関連）このまま保管を続けていくことは次期中間処理施設へ移動するというのか？」への回答は要望書を継続するという回答であったが、その後の進捗は如何か。

2.(1) 「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の「表-7) 排ガス中の重金属測定(調査測定)」で、測定結果の表の下に、

「※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度より実施しないこととなりました。経緯 カルシウム、銅、亜鉛の3項目については、JIS K 0083 (排ガス中の金属分析方法)に規定されていませんでした。2016年03月04日の環境委員会において測定方法についての指摘がありましたがそのまま測定等を継続してきたため、令和4年度第4回の環境委員会で測定等についての協議の結果、削除することになりました。」との注があるが、これは不正確であるので、協定書の記載内容や経緯を確認し、正確な表記に訂正すべきである。過年度の報告書も同様に記載がされているため、正しい表記に変更されたい。参考として、2009年10月25日に開催された印西クリーンセンター住民説明会の資料(抜粋)と平成22年度実績排ガス中の重金属測定、ごみ質分析、気象測定結果(表-8, 9, 10) (抜粋)を添付します。への回答で、組合側の資料の提供を約束し、ようやく実行されたのは真摯な態度とは考えられない。

7. 協定書の整理の項目を含めて、明確にわかりやすく整理することは最低限の条件である。

表-8) 排ガス中の重金属測定

| 〔規制値、協定値は無し〕 測定義務：要測定 | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 測定方法 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0222 | JIS K-0109 | JIS K-0109 | その他 |
| 区分 | カルシウム | バリウム | 鉛 | ヒ素 | 全クロム | マンガ | 銅 | 亜鉛 | 水銀 | ガス状 | ガス状 | ガス状 | PCB |
| 単位 | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ |
| 定量下限値 | 0.02 | 0.01 | 0.002 | 0.01 | 0.005 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.001 | 0.005 | 0.2 | 0.01 |
| H20.9.24 | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.6 | ND |
| H20.11.27 | 0.05 | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.04 | ND | ND | ND | ND |

※ NDは、定量下限値未満を示す。

表-8) 排ガス中の重金属測定

| 〔規制値、協定値は無し〕 測定義務：要測定 | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 測定方法 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0222 | JIS K-0109 | JIS K-0109 | その他 |
| 区分 | カルシウム | バリウム | 鉛 | ヒ素 | 全クロム | マンガ | 銅 | 亜鉛 | 水銀 | ガス状 | ガス状 | ガス状 | PCB |
| 単位 | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ |
| 定量下限値 | 0.02 | 0.01 | 0.002 | 0.01 | 0.005 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.001 | 0.005 | 0.2 | 0.01 |
| H20.9.24 | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND |
| H20.11.27 | 0.05 | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.04 | ND | ND | ND |

※ NDは、定量下限値未満を示す。

表-8) 排ガス中の重金属測定

| 〔規制値、協定値は無し〕 測定義務：要測定 | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 測定方法 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0222 | JIS K-0109 | JIS K-0109 | その他 |
| 区分 | カルシウム | バリウム | 鉛 | ヒ素 | 全クロム | マンガ | 銅 | 亜鉛 | 水銀 | ガス状 | ガス状 | ガス状 | PCB |
| 単位 | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ |
| 定量下限値 | 0.02 | 0.01 | 0.002 | 0.01 | 0.005 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.001 | 0.005 | 0.2 | 0.01 |
| 22.6.30 | 0.04 | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.05 | ND | ND | ND | ND |
| 22.11.26 | 0.05 | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND |

※ NDは、定量下限値未満を示す。

表-8) 排ガス中の重金属測定

| 〔規制値、協定値は無し〕 測定義務：要測定 | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 測定方法 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0083 | JIS K-0222 | JIS K-0109 | JIS K-0109 | その他 |
| 区分 | カルシウム | バリウム | 鉛 | ヒ素 | 全クロム | マンガ | 銅 | 亜鉛 | 水銀 | ガス状 | ガス状 | ガス状 | PCB |
| 単位 | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ | mg/Nm ³ |
| 定量下限値 | 0.02 | 0.01 | 0.002 | 0.01 | 0.005 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.001 | 0.005 | 0.2 | 0.01 |
| 22.6.30 | 0.04 | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.05 | ND | ND | ND | ND |
| 22.11.26 | 0.05 | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND |

注意書きの「・・・されていませんでした。・・・そのまま測定等を継続してきたため、・・・」という矛盾を理解し、速やかに改定すべきであると思われる。

3. 住宅宿泊事業者（民泊）の件

「a)構成市町は住宅宿泊事業者（民泊）の存在を把握しているか。b)住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているのか」に回答があったが、その後の進捗状況はいかがか（構成市町での変化は？）

住宅宿泊事業者の表示掲出はされているのか？（民泊事業者の表示掲出により、市民のためのごみの集積所との区別が明確になり、適正な処理につながる）に対しては、表示掲出は千葉県の所管だからとのこと。情報を共有して改善するということが感じられない。情報を共有することはないのか。

4. 会議録の作成のさらなる効率化を求めている。

改善策としてワードWordの利用を採用しているが、さらなる効率化を希望するものである。

令和7年度第3回印西市環境審議会開催結果（令和8年1月27日開催）は令和8年2月17日に掲出されている。相当早いので対処方法を問い合わせしてみたらどうか。

5. 組合ホームページの「一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録（印西クリーンセンター）の第三者機関による測定結果の件

組合のホームページの「一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録（印西クリーンセンター）の令和7年度第三者機関による測定結果」（<http://www.inkan-jk.or.jp/creen/img/ijikanri-kiroku-/07-ijikanri-3kikan-.pdf>）のデータ

組合のホームページの「一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録（印西クリーンセンター）の令和7年度第三者機関による測定結果」（<http://www.inkan-jk.or.jp/creen/img/ijikanri-kiroku-/07-ijikanri-3kikan-.pdf>）のデータは正しいのか？」への回答は正しいということ。（環境委員会の資料が間違っている）

今回の資料は訂正されていないと思われる。

6. 次期中間処理施設整備事業の「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析」の件

「次期中間処理施設整備事業において、厚生省水道環境部環境整備課から平成12年3月に発出された「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析」が公開された。配布と簡潔な説明を希望する。

(2)公開された費用対効果分析で、便益の中継施設に関する項目の計上はいかなる理由か？」への回答があった。中継施設の計上はなかなか理解しにくいものである。（我孫子市のクリーンセンターでは計上していない。）中継施設を計上しない場合の分析結果は如何なものか。

7. 協定書の整理について

「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」は記載内容を整理して記載すべきと思われる。協定書の全貌がわかるようにすべきである。

今回の会議の資料として協定書が添付されているが、協定の全貌がわかるものではない、

組合の管理者が藤代 健吾 印西市長(令和6年8月6日現在)に変わられ、組合の業務等のレクチャーはされたのでしょうか？

レクチャーで、環境委員会と協定書に関する部分の資料をいただきたい。」に対する回答は真摯さが感じられない。きちんと整理し、説明すべきと思う。を実行していただきたい。

8. 2024年12月27日の火災に関して

(1)組合のホームページの「緊急時対応マニュアル(平成27年9月)」に基づく詳細な状況説明をお願いしたい。

(2)火災による影響と対応状況はいかがか？

(3)消防署の見解は出たのでしょうか？」への回答があった。

組合の対応は充分なものとは思えない。より深い原因究明や対策を行い、それをまとめるべきではないか。

9. 「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の 表-2) ①排出ガス

測定 の区分 水銀(Hg)の定量下限値がガス状 0.11 粒子状 0.0011 合計 0.11と表示されているのは、いかなる理由か？数字の根拠を示されたい。」という質問に対する回答は、根拠になりうるものではなく、正しい根拠を示されたい。（納得できる内容ではない。）

正しい根拠を記載すべきである。

10. 「6月に搬入された八千代市の廃棄物のデータの記載が見られないのはどのような理由によるものか。

協定書に記載された事項が行われていないことは極めて遺憾である。協定書第14条に該当することで、ルールを遵守する態度が見られないことは大きな問題である（八千代市の申し出は5月16日、十分時間はあつ

た)。管理者から明確な説明を求める。

(2)他地区からのごみを搬入する場合の手続きは協定書に記載されているが、印西地区ごみ処理実施計画も改定する必要があると思われる。(東京二十三区清掃一部事務組合では変更している。)」への回答があったが、ルールを守るという遵法性が欠如している。如何なものか。

11. 事業系一般廃棄物処理手数料の改定で、令和6年10月1日より、270円/10kg(消費税込み・10kg未満の場合270円) 消費税込み)から310円/10kg+消費税に変更された。減量効果は見られたか?分析結果はいかがか?」への回答があったが、より長時間の分析結果を得たい。

12. 表-2) ①排出ガス測定の定量下限値の件

定量下限値の表示が焼却炉で異なるのはいかなる理由か?」回答をお願いいたします。

13. 表-1)令和6年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況と令和7年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況に関して

(1)1号炉で4月と5月に焼却しているが、令和7年度操炉計画との整合性が不明である。への回答では、年初の操炉計画と実際の操炉結果の差を知りたい。」への回答があったが、分かりやすい表示をしていただきたいものである。

14. 令和7年度印西地区ごみ処理実施計画に関して

(1)作成日、ホームページでの掲出日は?への回答があったが、遅いのではないのでしょうか?毎年、作成しているので、遅くとも4月1日までに掲出すべきである。

15. 印西クリーンセンター維持管理に関する計画に関して

(1)6.と7.の結果確認の実施状況の明確な説明を求める。への回答があった。エビデンスを提示していただきたい。

16. 落じん灰に関して

(1)平成30年から落じん灰を売却する契約を締結していることに関する詳細な情報を提供されたい。への回答があった。次期中間処理施設にも同様の設備は設置されるのか?」への回答があった。組合への収入になることはいいことである。

17. ごみ集積所における「燃やすごみ」の組成分析調査に関して

組合は、ごみ集積所における「燃やすごみ」の組成分析調査(全集積所の中から、住宅形態の違いによる排出特性を確認するため、住宅の団地地域、アパートなど、農業集落地域の3種類から2か所ずつ合計6か所の集積所を選定し、1集積所当たり3袋の「燃やすごみ」をサンプルとして抽出し、分析する)を実施していたが、近年は実施しているのか、否か。継続されていたら、公開すべきと思われる。ごみ質分析との比較も重要であると思われる。への回答でデータの公開を検討するということでしたが、いかがか。回答を見たが、3種類の場所からの区分がなく、構成3市町のみとなっているのだけだ。

18. 添付データに関して

(1)印西市一般廃棄物処理概要を配布していただき、感謝します。簡潔な説明をお願いしたい。

19. 組合ホームページの一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録と環境委員会だよりに関して

(1)組合ホームページの「一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録」と「環境委員会だより」は更新されたこと(NEW)は表示しない。お知らせにはNEWを入れるという回答があったが、更新したら全てNEW表示すべきと思うが、実施されていない場合があるので、改善を要望するものである。

20. 組合ホームページの環境委員会だよりの〇協定書(別添1)の設置の件

組合ホームページの環境委員会だより(<http://www.inkan-jk.or.jp/green/10-kankyuu-iinkai.html>)に、「〇協定書(別添1)」(<http://www.inkan-jk.or.jp/green/10-kankyuu-iinkai-kyoutei.html>)へのリンクが設定されたのはいかなる理由か?

「別添1」の印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書へのリンクは、新規に(<http://www.inkan-jk.or.jp/green/img/kankyuu-iinkai-kyouteisyo.pdf>)が設定されているのはいかなる理由か?

(協定書は環境対策(<http://www.inkan-jk.or.jp/creen/5-kankyuu.html>))の下方に「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」(<http://www.inkan-jk.or.jp/creen/10-tayori/kankyuu-iinkai-kyoutei.pdf>)が設定されているが、その違いは何か?)」への回答があったが、分かり難いものである。分かりやすくすべきではないか。

2 1. セシウムに関する報道に関して

下記の報道がありましたので、お知らせします。

(一般ごみにセシウム針混入か(中国新聞) (<https://www.chugoku-np.co.jp/articles/-/781694>))

(竹田市で回収の一般廃棄物に医療用セシウム針が 健康被害の報告なし、法律違反の疑いで刑事告発(大分合同新聞社) (<https://www.oita-press.co.jp/1010000000/2026/02/02/JDC2026020203013>))

大分県竹田市 2026年2月2日、放射性物質のセシウムを用いた医療用のセシウム針とみられるものが、一般ごみに交ざった状態で収集されていたと発表、放射性同位元素等規制法違反の疑いで竹田署に刑事告発

2025年7~9月にかけて回収された一般廃棄物の中に、飲料用のアルミ空き缶に入れられたセシウム針が混入。

針は長さが約25ミリ、直径約1ミリ、重さ約1グラムで、178メガベクレル

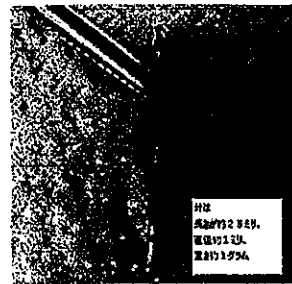
2025年9月末、リサイクル業者がプレスされた金属片を検査した際に高い放射線量が検出され判明した。

医療用セシウム針は舌がんなどの放射線治療に用いられる器具で、病巣に直接埋め込んで使う。

許可を受けた施設のみ使用が認められており、竹田市内に該当施設はない。廃棄する場合は、許可業者に引き渡すなどの処理が法令で定められており、違反すれば罰則もある

飲料用アルミ缶に入っていたという点はとても気になることです。

組合で応用できるものはありませんか。



2 2. 操業状況及び公害防止協定に基づく環境測定結果について

今回送付された「操業状況及び公害防止協定に基づく環境測定結果について」は完成品ですか
表現が変で、数値も間違っているのではないか。(個々に指摘するは避ける。)

事故、故障等はどのようなか。

2 3. 予算決算などの資料はホームページで公表されるべきです。

予算決算など議会に提出された場合は速やかにホームページに掲載していただきたい。

2 4. 千葉県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画について

2050年度までの千葉県処理長期広域化・集約化計画に配慮が必要である。情報を公開すべきである。

災害廃棄物処理計画も関係するので要注意と思われる。

2 5. 予算決算などの資料はホームページで公表されるべきです。

印西クリーンセンター機器等詳細調査業務や精密機能検査の実施状況と結果はいかがか。

1. 指定廃棄物について

2011年3月に発生した東日本大震災により東京電力福島第一原子力発電所が爆発し、爆風と風に運ばれた放射性物質（主にセシウム）が、印西地区にも運ばれ、それが燃えるごみの草木に付着し焼却灰に付着し、焼却灰に濃縮され、放射性物質が8,000Bq（ベクレル）/Kgを超える「指定廃棄物」になりました。（セシウム134の半減期は約2年、セシウム137は約30年です）

その後、省令が改正され放射性物質に汚染された廃棄物のうち、8,000Bq/Kgを超える濃度のものは、特別な管理が必要であると定められ、環境大臣が指定する方法で処理することになりました。印西クリーンセンターでも焼却灰の濃度が当初8,000Bq/Kg以上あったので、印西クリーンセンターに近接する印西市の敷地に無償で保管しておりました。

一方、放射能の減衰で8,000Bq/Kg以下になった廃棄物は、通常の処理方法で技術的な安全な処理が可能であり、指定解除の要件や手続きが整備されました。

指定廃棄物が8,000Bq/Kg以下になった場合、環境大臣は一時保管者や解除後の処理責任者（市町村又は排出事業）と協議した上で、指定を解除できると定め、指定解除後は廃棄物処理法の処理基準等に基づき、一般廃棄物は市町村で必要な保管・処分を行います。（指定解除後の廃棄物の処理が円滑に進むよう、8,000Bq/Kg以下の廃棄物の安全性の説明等、環境省でも必要な技術的・財政的な支援を行います）

次に質問です。

- ① 組合は、現在保管している指定廃棄物が、埋め立て可能なレベルまで減衰しているのか何故確かめないのですか？（環境省は、指定廃棄物の放射線が十分8,000Bq/Kgを切っていると予想し、技術的・経済的支援を打ち出しています。。これに乗りましょうよ！）
- ② 組合は指定廃棄物の処理は「国がやること」と言って、逃げてきました。その理由は？

2. 新クリーンセンターの環境委員委員について

前回ノ環境委員会では 住民側委員の対象をどこまで広げるかですが、組合側は「現在のよう施設から2.5Km以内の町会等で広すぎるので、今後、吉田区とどこまでを対象にするか詰めていかなければ」と答えました。

そこで質問です。

- ① 住民側環境委員会の対象をどの範囲にするか決まりましたか？
- ② 新クリーンセンターに雇われた住民は、対象外ですよね？

資料 5

○自治会側からの質問事項に対する回答書（令和7年度第4回環境委員会）

| 質問事項 | 回答 |
|---|--|
| <p>1 セシウムに関する報道に関して 下記の報道がありましたので、お知らせします。 （一般ごみにセシウム針混入か（中国新聞） (http://www.chugoku-np.co.jp/articles/-/781694)) （竹田市で回収の一般廃棄物に医療用セシウム針か 健康被害の報告なし、法律違反の疑いで刑事告発（大分 合同新聞社） (https://www.oita-press.co.jp/1010000000/2026/02/02/JDC2026020203013))大分県竹田市 2026 年 2 月 2 日、放射性物質のセシウムを用いた医療用のセシウム針とみられるものが、一般ごみに混ざった状態で収集されていたと発表、放射性同位元素等規制法違反の疑いで竹田署に刑事告発 2025 年 7～9 月にかけて回収された一般廃棄物の中に、飲料用のアルミ空き缶に入れられたセシウム針が混入。針は長さが約 25 ミリ、直径約 1 ミリ、重さ約 1 グラムで、178 メガベクレル 2025 年 9 月末、リサイクル業者がプレスされた金属片を検査した際に高い放射線量が検出され判明した。 医療用セシウム針は舌がんなどの放射線治療に用いられる器具で、病巣に直接埋め込んで使う。許可を受</p> | <p>1 医療機関からの廃棄物は産業廃棄物に分類されますが、医療用放射線があるものについては、「放射線同位元素等の規則に関する法律」による「医療用放射性汚染物」となり、管理担当者や貯蔵庫の施設などの管理が義務付けられています。 このことから、報道による医療用セシウム針については通常一般家庭から排出されることはありませんが、何らかの理由により一般廃棄物に混入されて発見された場合は、今回の事例等を参考にしながら対応してまいりたいと考えております。 このようなことから、組合で応用出来るものではありません。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>けた施設のみ使用が認められており、竹田市内に該当施設はない。廃棄する場合は、許可業者に引き渡すなどの処理が法令で定められており、違反すれば罰則もある。</p> <p>飲料用アルミ缶に入っていたという点はとても気になるところです。組合で応用できるものはありませんか。</p> | |
| <p>2 操業状況及び公害防止協定に基づく環境測定結果について</p> <p>今回送付された「操業状況及び公害防止協定に基づく環境測定結果について」は完成品ですか？表現が変で、数値も間違っているのではないか。(個々に指摘するは避ける。)</p> <p>事故、故障等はどのようなようか。</p> | <p>2 ご指摘のとおり、事前送付した資料につきましては、確認不足により誤記載があり、本日お配りした資料に差替えさせていただきます。申し訳ございませんでした。</p> |
| <p>3 予算決算などの資料はホームページで公表されるべきです。</p> <p>予算決算など議会に提出された場合は、速やかにホームページに提出していただきたい。</p> | <p>3 組合ホームページでは、予算及び決算ともに概要を掲載しております。詳細をお知りになりたい場合は、お手数ですが組合にお越しいただき閲覧していただけますのでご理解をお願いいたします。</p> |
| <p>4 千葉県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画について</p> <p>2050年度までの千葉県処理長期広域化・集約化計画に配慮が必要である。情報を公開すべきである。(災</p> | <p>4 千葉県では、2050年度を目標として、一般廃棄物処理に係る長期広域化・集約化計画を令和8年度を目途に策定しており、県内市町村及び一部事務組合の意見を反映するため、協議会を設置して意見を伺っているところです。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>害廃棄物処理計画も関係するので要注意と思われる。)</p> | <p>当組合としてもこの協議会に参加しておりますが、現在策定中の計画となりますので、現時点での公表は困難であると考えます。この計画案策定後は、千葉県環境審議会で審議され、令和9年2月頃を目途に公表すると伺っておりますので、ご理解をお願いいたします。</p> |
| <p>5 印西クリーンセンター機器等詳細調査業務や精密機能検査の実施状況と結果はいかがか。</p> | <p>5 機器等詳細調査業務は、平成25年度に基幹改良を目的に実施しています。精密機能検査は、令和7年度に実施しておりますが、報告書はまだ提出されていません。</p> |
| <p>6 「6月に搬入された八千代市の廃棄物のデータの記載が見られないのはどのような理由によるものか。協定書に記載された事項が行われていないことは極めて遺憾である。協定書第14条に該当することで、ルールを遵守する態度が見られないことは大きな問題である（八千代市の申し出は5月16日、十分時間はあった。）管理者から明確な説明を求める。 (2) 他地区からのごみを搬入する場合の手続きは協定書に記載されているが、印西地区ごみ処理実施計画も改定する必要があると思われる。(東京二十三区清掃一部事務組合では変更している。)」への回答があったが、ルールを守るといふ遵法性が欠如している。如何なものか。</p> | <p>6 6月に八千代市から搬入された可燃ごみ271.8tにつきましては、表-1の欄外に表示してあるとおり、構成市町の1人1日当たりのごみ量に影響してしまうことから、ごみ総搬入量には計上しておりませんが、ごみ焼却量には数値を計上するという対応としております。</p> <p>また、ご指摘の通り協定書第4条には「やむなく他地区から搬入せざるを得ないときは、あらかじめ委員会に報告し、協議するものとする。」とありますが、今回のように急を要するものについては、委員会を開催することが出来ないことから、自治会側委員代表者に報告し、受入れる判断をしたものです。</p> <p>なお、今後同様の事例が発生した場合は、自治会側委員代表者に連絡させていただき、その後委員の皆様にご連絡またはメールなどにより協議させていただきますのでご理解願</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>います。</p> <p>(2)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に規定される一般廃棄物処理計画は、同施行規則により、5年ごとに見直しを行う基本計画及び毎年定める実施計画で構成され、市町村で定めなければならないものとされています。</p> <p>環境省から出されている「ごみ処理基本計画の策定指針」では、市町村が区域を越えて一般廃棄物の搬入や搬出を行っている場合には、当事者である市町村間で密接に連絡を取り、相互の一般廃棄物処理計画に齟齬をきたさないように努める必要があるとされています。</p> |
| <p>7 「事業系一般廃棄物処理手数料の改定の改定で、令和6年10月1日より、270円/10kg(消費税込み・10kg未満の場合270円) 消費税込み) から310円/10kg+消費税に変更された。減量効果は見られたか。分析結果はいかがか？」への回答があったが、より長時間の分析結果を得たい。</p> | <p>7 事業系一般廃棄物処理手数料を令和6年10月1日から改定しており、令和6年10月から令和7年3月までの前年同月比を比較すると、令和6年分実績6,354tに対し、令和5年分実績6,701tと、料金改正の影響であるかは不明ですが、約347tの減量となっています。新たに令和7年4月から令和8年1月までの実績と前年同月比実績を比較すると令和7年分実績は11,032tに対して令和6年分実績は11,285tと253tの減となり、料金改定の影響かは不明であります但し事業系廃棄物については減量となっています。</p> |
| <p>8 表-2) ①排ガス測定の定量下限値の件 定量下限値の表示が焼却炉で異なるのはいかなる理</p> | <p>8 事前に配布した、環境委員会の資料は、訂正されていませんが、お手元に配布している資料は、訂正したものをお</p> |

| | |
|---|--|
| <p>由か？」回答をお願いいたします。</p> | <p>配りしています。</p> <p>資料の7ページ、表-2) ①排ガス測定、表中の「窒素酸化物 (Nox)」、「塩化水素 (HCl)」及び「水銀 (Hg)」について、測定結果からの転記ミスを確認したことから、数値の訂正をさせていただきます。また、「硫黄酸化物 (Sox)」、「窒素酸化物 (Nox)」、「塩化水素 (Hcl)」及び「水銀 (Hg)」につきましても同様の理由から、定量下限値の訂正をしております。</p> <p>表-2) ②排ガス測定 (ダイオキシン類) の1号炉2号炉のダイオキシン類の数値につきつきましても測定結果からの転記ミスを確認したことから、訂正させて頂きました。申し訳ございませんでした。</p> |
| <p>9 令和7年度印西地区ごみ処理実施計画に関して (1) 作成日、ホームページでの掲出日は？への回答があったが、遅いのではないのでしょうか？ 毎年、作成しているのです、遅くとも4月1日までに掲出すべきです。ある</p> | <p>9 今後は「ごみ処理実施計画」を早期に作成し、4月1日にはホームページに掲出できるようにしてまいります。</p> |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|
| <p>10 印西クリーンセンター維持管理に関する計画に関して (1) 6と7の結果確認の実施状況の明確な説明を求め る。への回答があった。 エビデンスを提示していただきたい。</p> | <p>10 (1) 焼却炉の「点火」から「ごみ投入」までの昇温作業は、約 24 時間で行います。2号炉の温度経過を例として下表に示 しています。</p> <table border="1" data-bbox="1052 414 1971 518"> <tr> <td>3時</td><td>5時</td><td>7時</td><td>9時</td><td>11時</td><td>13時</td><td>15時</td><td>17時</td><td>19時</td><td>21時</td> </tr> <tr> <td>120℃</td><td>134℃</td><td>146℃</td><td>157℃</td><td>213℃</td><td>508℃</td><td>516℃</td><td>540℃</td><td>608℃</td><td>665℃</td> </tr> </table> <p>※2号炉点火時の温度状況(2月14日23時点火から15日 23時までの24時間)</p> <p>(2) 焼却炉の「埋火」は、ごみの投入を停止してから炉内のご みを残さずに燃やしきることを確認しながら行います。1号炉 の温度経過を例として下表に示しています。</p> <table border="1" data-bbox="1052 758 1736 861"> <tr> <td>5時</td><td>6時</td><td>7時</td><td>8時</td><td>9時</td><td>10時</td><td>11時</td> </tr> <tr> <td>936℃</td><td>911℃</td><td>900℃</td><td>547℃</td><td>393℃</td><td>310℃</td><td>212℃</td> </tr> </table> <p>※1号炉埋火時の温度状況(1月29日5時埋火から11時 以降は自然に降温)</p> | 3時 | 5時 | 7時 | 9時 | 11時 | 13時 | 15時 | 17時 | 19時 | 21時 | 120℃ | 134℃ | 146℃ | 157℃ | 213℃ | 508℃ | 516℃ | 540℃ | 608℃ | 665℃ | 5時 | 6時 | 7時 | 8時 | 9時 | 10時 | 11時 | 936℃ | 911℃ | 900℃ | 547℃ | 393℃ | 310℃ | 212℃ |
| 3時 | 5時 | 7時 | 9時 | 11時 | 13時 | 15時 | 17時 | 19時 | 21時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 120℃ | 134℃ | 146℃ | 157℃ | 213℃ | 508℃ | 516℃ | 540℃ | 608℃ | 665℃ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5時 | 6時 | 7時 | 8時 | 9時 | 10時 | 11時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 936℃ | 911℃ | 900℃ | 547℃ | 393℃ | 310℃ | 212℃ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>11 ごみ集積所における「燃やすごみ」の組成分析調査 に関して 組合は、ごみ集積所における「燃やすごみ」の組成分 析調査(全集積所の中から、住宅形態の違いによる排 出特性を確認するため、住宅の団地地域、アパートな ど、農業集落地域の3種類から2か所ずつ合計6か所 の集積所を選定し、1集積所当たり3袋の「燃やすご み」をサンプルとして抽出し、分析する)を実施して</p> | <p>11 可燃ごみの組成分析調査結果につきましては、令和7年9 月8日に、ホームページで公開しております。 印西地区環境整備事業組合のホームページ、印西クリーン センター内の組成分析結果をクリックしていただき、組成分 析結果(PDFファイル)の各市町年度別割合比較表で公開し ております。 地域別の調査結果については、ホームページ等で公開する 予定はございません。地域別等の詳細な調査結果につき</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--|--|
| <p>いたが、近年は実施しているのか、否か。継続されていたら、公開すべきと思われる。ごみ質分析との比較も重要であると思われる。への回答でデータの公開を検討するということでしたが、いかがか。</p> <p>回答を見たが、3種類の場所からの区分がなく、構成3市町のみとなっているのはいただけない。</p> | <p>ましては、組合にて閲覧にて対応をしておりますのでご理解をお願いします。</p> |
| <p>12 指定廃棄物の件</p> <p>(1)「2024年2月5日に要望書を提出して以降の進捗状況は。(松戸市の指定解除との関連)</p> <p>このまま保管を続けていくことは次期中間処理施設へ移動するということか。」への回答は要望書を継続するという回答であったが、その後の進捗は如何か。</p> | <p>12</p> <p>(1) 指定廃棄物について、要望書を提出して以降、特に進展はありません。</p> <p>松戸市の指定解除関連につきまして、新聞報道以上の情報はありますが、印西地区で保管している指定廃棄物の処理対応につきまして、国に働きかけていきたいと考えています。</p> |
| <p>13 「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の「表-7) 排ガス中の重金属測定(調査測定)」で、測定結果の下に、</p> <p>「※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度より実施しないこととなりました。</p> <p>経緯 カルシウム、銅、亜鉛の3項目については、JIS K 0083(排ガス中の金属分析方法)に規定されていませんでした。2016年3月4日の環境委員会において測定方法についての指摘がありましたがそのまま測定等を継続してきたため、令和4年度第</p> | <p>13 協定に規定されている「排ガス中の重金属」につきましては、平成19年度に改正が行われ、測定の頻度と測定方法が規定されています。</p> <p>カルシウム、銅、亜鉛の3項目につきましては、協定で規定されている測定方法で測定できる金属の種類には該当が無かったものの、測定方法であるJIS K 0083で測定できるものとして環境委員会に報告していたものです。</p> <p>記載につきましては、令和4年度第4回の環境委員</p> |

| | |
|--|---|
| <p>4回の環境委員会で測定等についての協議の結果、削除することになりました。」との注があるが、これは不正確であるので、協定書の記載内容や経緯を確認し、正確な表記に訂正すべきである。過年度の報告書も同様に記載がされているため、正しい表記に変更されたい。</p> <p>参考として、2009年10月25日に開催された印西クリーンセンター住民説明会の資料（抜粋）と平成22年度実績排ガス中の重金属測定、ごみ質分析、気象測定結果（表－8，9，10）（抜粋）を添付します。への回答で、組合側の資料の提供を約束し、ようやく実行されたのは真摯な態度とは考えられない。7. 協定書の整理の項目を含めて、明確にわかりやすく整理することは最低限の条件である。</p> <p>注意書きの「・・・されていませんでした・・・そのまま測定等を継続してきたため、・・・」という矛盾を理解し速やかに改定すべきであると思われる。</p> | <p>会での測定等についての協議の結果、削除することになり、測定結果の表の欄外に、経緯を記載することになったことから次のとおりの記載とさせていただきたいと思います。</p> <p>※ カルシウム・銅・亜鉛の3項目については、令和5年度より実施しないこととなりました。</p> <p>経緯 カルシウム、銅、亜鉛の3項目について、JISK0083（排ガス中の金属分析方法）では測定出来ないことが、平成27年度第4回の環境委員会において指摘されましたが、そのまま測定結果を掲示していました。改めて令和4年度第4回の環境委員会において同様の指摘をされたことを受け委員会の中で協議した結果、今まで掲示していた3項目につきましては、削除することとなりました。</p> |
| <p>14 住宅宿泊事業者（民泊）の件</p> <p>「a)構成市町は住宅宿泊事業者（民泊）の存在を把握しているか。b) 住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているのか」に回答があったが、その後の進捗状況はいかがか。（構成市町での変化は？）</p> <p>住宅宿泊事業者の表示掲出されているのか？（民泊</p> | <p>14</p> <p>（印西市）</p> <p>これまでと同様に、市からの住宅宿泊事業者に対して、事業系ごみとして事業者の責任により処理するよう通知をしております。</p> <p>住宅宿泊事業法第13条により、住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、標識を掲げなければならないとされて</p> |

| | |
|--|--|
| <p>事業者の表示掲出により、市民のためのごみの集積所との区別が明確になり、適正な処理につながる) に対しては、表示掲出は千葉県の所管だからとのこと。情報を共有して改善するということが感じられない。情報を共有することはないのか。</p> | <p>います。そのため標識が掲げられていないものにつきましては、民泊について所管している千葉県から指導等行われるものであり、市でその情報を共有することはありません。</p> <p>(白井市)</p> <p>a) 千葉県のホームページ等により把握しております。</p> <p>b) 住宅宿泊事業者に対して、事業系ごみとして事業者の責任により適正に処理するよう通知をしております。</p> <p>市ホームページに住宅宿泊事業に関するページを掲載しております。住宅宿泊事業者の標識の掲示は県の所管であるため、情報を共有する予定はありません。</p> <p>(栄町)</p> <p>a) 前回と同じで、千葉県ホームページ等により随時確認をしております。</p> <p>b) 引き続き事業系ごみとして事業者の責任により処理するようにホームページで周知を図っており、家庭ごみで排出しているとの町への苦情等は特にありません。</p> <p>住宅宿泊事業者の表示掲出は、千葉県の所管のため、町と情報の共有を図ることはありません。</p> |
| <p>15 会議録の作成のさらなる効率化を求めている。改善策としてワード Word の利用を採用しているが、さらなる効率化を希望するものである。</p> | <p>15 組合では、現状のとおり職員での対応が一番早いものと考えています。</p> <p>印西市に確認したところ、録音機材で録音したデー</p> |

| | |
|---|---|
| <p>令和7年度第3回印西市環境審議会開催結果（令和8年1月27日開催）は令和8年2月17日に掲出されている。相当早いので対処方法を問い合わせしてみたらどうか。</p> | <p>タを、AIを使って会議録を作成しているそうです。 また、会議録の署名押印が不要となったため、データでの確認で済むことから期間の短縮が出来ているようです。</p> |
| <p>16 組合のホームページの「一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録（印西クリーンセンター）の第三者機関による測定結果」の件 組合のホームページの「一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録（印西クリーンセンター）の令和7年度第三者機関による測定結果」（http://www.inkan-jk.or.jp/creen/img/ijikanri-kiroku-/07-ijikannri-3kikan-.pdf）のデータ。組合ホームページの「一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録（印西クリーンセンター）の令和7年度第三者機関による測定結果」（http://www.inkan-jk.or.jp/creen/img/ijikanri-kiroku-/07-ijikannri-3kikan-.pdf）のデータは正しいのか？への回答は正しいということ。（環境委員会の資料が間違っている）今回の資料は訂正されていないと思われる。</p> | <p>16 事前に配布した、環境委員会の資料は、訂正されていませんが、お手元に配布している資料は、訂正したものをお配りしています。 資料の7ページ、表-2）①排ガス測定、表中の「窒素酸化物（Nox）」、「塩化水素（HCl）」及び「水銀（Hg）」について、測定結果からの転記ミスを確認したことから、数値の訂正をさせていただいています。また、「硫黄酸化物（Sox）」、「窒素酸化物（Nox）」、「塩化水素（Hcl）」及び「水銀（Hg）」につきましても同様の理由から、定量下限値の訂正をしております。 表-2）②排ガス測定（ダイオキシン類）の1号炉2号炉のダイオキシン類の数値につきましても測定結果からの転記ミスを確認したことから、訂正させて頂きました。申し訳ございませんでした。</p> |
| <p>17 次期中間処理施設整備事業の「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析」の件 次期中間処理施設整備事業において、厚生省水道</p> | <p>17 平成12年3月に厚生省生活衛生局より、「廃棄物処理施設整備事業を含む社会資本整備」については、事業主体において、事業着手前に費用対効果分析を実施し、国においては、</p> |

| | |
|--|---|
| <p>環境部環境整備課から平成12年3月に発出された「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析」が公開された。配布と簡潔な説明を希望する。</p> <p>(2) 公開された費用対効果分析で、便益の中継施設に関する項目の計上はいかなる理由か？への回答があった。</p> <p>中継施設の計上はなかなか理解しがたいものである。(我孫子市のクリーンセンターでは計上していない。)</p> <p>中継施設を計上しない場合の分析結果は如何なものか。</p> | <p>その分析結果を踏まえて補助採択要件の一つとするとの通知とともに、費用対効果分析を策定するためのマニュアルについても配布され主な内容としましては、分析に当たっての基本的な考え方や分析の対象期間、費用の算出方法、費用と便益の抽出例など示されたものとなり、便益の抽出例においても中継施設が含まれています。</p> <p>(2) 便益の中継施設の計上については、次期施設建設事業を行わない場合の代替措置として委託処理としており、効率的な収集・運搬のため一時貯留施設として利用することを仮定し、比較評価を行っています。</p> <p>また、我孫子市においては、代替措置として、委託処理とされ効率的な収集・運搬のため、既設の受入れ設備を改造し一時貯留施設として利用することを仮定し、比較評価されています。</p> |
| <p>18 指定廃棄物について</p> <p>① 組合は、現在保管している指定廃棄物が、埋立可能なレベルまで減衰しているのか何故確かめないのですか？(環境省は、指定廃棄物の放射線が十分8,000 Bq (ベクレル) /kgを切っていると予想し、技術的・経済的支援を打ち出していますこれに載りましょう！)</p> <p>② 組合は、指定廃棄物の処理は「国がやること」と言って、逃げてきました。その理由は？</p> | <p>18</p> <p>① 地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に国の責務として、第3条国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるものとする。こととなっており、印西クリーンセンターにて保管している指定廃棄物についても同様に国の責任として、国が処理することとなつて</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>います。</p> <p>組合で保管している指定廃棄物の放射線量の測定を環境省に対し要望してまいりたいと考えております。</p> <p>これまで回答しているとおり、同特別措置法により国が必要な措置を講じることとなっていることから、組合としては印西市、松戸市、我孫子市、柏市、流山市とともに、早期に移動してほしい要望をしてきたところですが、国からの回答に進展がないことから期間を要している状況をご理解いただきますようお願いいたします。</p> |
| <p>19 新クリーンセンターの環境委員について</p> <p>前回の環境委員会では、住民側委員の対象をどこまで広げるかですが、組合側は「現在のように施設から2.5km以内の町内会等で広すぎるので、今後、吉田区とどこまでを対象にするか詰めていかなければ」と答えました。</p> <p>① 住民側環境委員会の対象をどの範囲にするか決まりましたか。</p> <p>② 新クリーンセンターに雇われた住民は、対象外ですよね。</p> | <p>19</p> <p>① 新施設の環境委員会等の設置については、これから検討を進めていくところであり、現時点では何も決定しておりません。</p> <p>② 環境委員の対象者については、今後吉田区と協議して決定したいと考えています。</p> |

資料 6

○これまでの環境委員会で回答済みの質問事項 (同主旨を含む。)

| 質問事項 | 回答 |
|--|---|
| <p>1 表-1) 令和6年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の 操業状況と令和7年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の 操業に関して</p> <p>(1)「1号炉で4月と5月に焼却しているが、令和7年 度操炉計画との整合性が不明である。への回答では、 年初の操炉計画と実際の操炉結果の差を知りたい。」 への回答があったが、わかりやすい表現をしていた だきたいものである。</p> | <p>1 当初の操炉計画(1号炉4月:0日、5月:24日)、実 際の操炉結果(1号炉4月:18日、5月:14日)とな ります。</p> <p>操炉については、当初は、暫定的な炉の運用による計画を 立てています。直近である前月末にごみの搬入量実績、ごみ ピットのレベル、各炉の状況等を考慮して、実際の操炉計画 としています。</p> |
| <p>2 落じん灰に関して</p> <p>(1)平成30年から落じん灰を売却する契約を締結し ていることに関する詳細な情報を提供されたい。への 回答があった。次期中間処理施設にも同様の設備 は設置されるのか?」への回答があった。 組合への収入になることはいいことである。</p> | <p>2</p> <p>(1)次期中間処理施設にも、現施設と同様の落じん灰回収設 備を設置予定であり、落じん灰の売却も可能です。</p> |
| <p>3 添付データに関して</p> <p>(1)印西市一般廃棄物処理概要を配布していただき、 感謝します。簡潔な説明をお願いしたい。</p> | <p>3</p> <p>(1)印西市一般廃棄物処理概要は、一般廃棄物の処理経 緯、可燃ごみの組成分析結果、資源化事業、施設・許 可業者、その他市で行っている不法投棄防止事業など についてまとめたものになります。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>4 組合ホームページの一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録と環境委員会だよりに関して</p> <p>(1) 組合ホームページの「一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録」と「環境委員会だより」は更新されたこと (NEW) は表示しない。お知らせには NEW を入れるという回答があったが、更新したら全て NEW 表示すべきと思うが、実施されていない場合があるので、改善を要望します。</p> | <p>4</p> <p>(1) 更新しましたら、NEW と表示するようにします。「環境委員会だより」の NEW につきましては、トップページの「環境委員会だより」と「環境委員会だより」から入った3) 環境委員会報告に NEW と入るようにします。「一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録」はトップページに NEW と入るようにします。</p> |
| <p>5 組合ホームページの環境委員会だよりの○協定書(別添1)の設置の件</p> <p>組合ホームページの環境委員会だより (http://www.inkan-jk.or.jp/creen/10-kankyou-iinkai-.html) に、「○協定書(別添1)」 (http://www.inkan-jk.or.jp/creen/10-kankyou-iinkai-.html) へのリンクが設定されたのはいかなる理由か。</p> <p>「別添1」の印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書へのリンクは、新規に (http://www.inkan-jk.or.jp/creen/img/kankyou-iinkai/kyouteisyo.pdf) が設定されているのはいかなる理由か？(協定書は環境対策 (http://www.inkan-jk.or.jp/creen/5-kankyou.html)) の下方に「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」 (http://www.inkan-jk.or.jp/creen/10-tayori/kankyou-iinkai-kyoutei.pdf) が設定されているが、その違いは何か。) への回答があったが、分かり難いものである。分かりやすくすべきではないか。</p> | <p>5 組合ホームページの環境委員会だよりのリンクについては、皆さんが見てわかりやすいようにしました。</p> <p>ただし、現在の協定書と、協定書の改正文になります。協定書は環境対策にも載せていますが、環境委員会だよりから見られるようになりました。</p> <p>「別添1」の印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書への新規リンクにつきましては、皆さんが見てわかりやすいようにしました。</p> <p>「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」が2カ所に設定しておりますが、その違いについては、特に違いはなく同様のものとなります。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>6 協定書の整理について</p> <p>「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」は記載内容を整理して記載すべきと思われる。協定書の全貌がわかるようにすべきである。</p> <p>今回の会議の資料として協定書が添付されているが、協定の全貌がわかるものではない。組合の管理者が藤代健吾印西市長（令和6年8月6日現在）に変わられ、組合の業務等のレクチャーはされたのでしょうか。レクチャーで、環境委員会と協定書に関する部分の資料をいただきたい。」に対する回答は真摯さが感じられない。きちんと整理し、説明すべきと思う。を実行していただきたい。</p> | <p>6 委員の皆様にお配りした協定書が最新のものとなっております。</p> <p>また、管理者への環境委員会と協議書に関するレクチャーにつきましては、6月11日に皆様に配布させていただいた資料の印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書、印西クリーンセンター環境委員会細則を使用し、管理者へのレクチャーを行っています。</p> |
| <p>7 2024年12月27日の火災に関して</p> <p>(1) 組合のホームページの「緊急時対応マニュアル(平成27年9月)」に基づく詳細な状況説明をお願いしたい。</p> <p>(2) 火災による影響と対応状況はいかがか？</p> <p>(3) 消防署の見解は出たのでしょうか？</p> <p>への回答があった。組合の対応は十分なものとは思えない。より深い原因究明や対策を行い、それをまとめるべきではないか。</p> | <p>7</p> <p>(1) 令和6年度第4回印西クリーンセンター環境委員会と令和7年度第1回印西クリーンセンター環境委員会において報告させていただいたとおり、火災発生当日の状況につきましては、火災発生後、消防署に通報を行った後、消防署による消火活動が行われ、約9時間後の16時46分に、鎮火となりました。</p> <p>当日の対応については、適切に対応したものと認識しております。</p> <p>(2) 火災直後は、可燃ごみについて、船橋市、柏市、成田市</p> |

の協力により処理を行いました。12月30日からは可燃ごみの処理施設について被害がほとんど無かったことから、処理を再開しております。不燃ごみ・粗大ごみの処理施設については、甚大な被害のため、県内ごみ処理施設に県を通じて協力要請を行ったところですが、条件に合う県内自治体等が無かったことから民間処理施設を探し、(株)カツタ(ひたちなか市)に処理を委託しており、現在も継続して処理を行っています。

- (3) 令和6年12月27日に発生した印西クリーンセンターの火災について、令和7年7月29日付で印西地区消防組合より火災に伴う情報提供がありました。本報告書によりますと、本火災は、ごみ処理施設の工場棟3階選別室から出火し、工場棟の一部及び収容物が焼損した建物火災であり、出火原因は粗大ごみに混入していたリチウムイオン電池が、粗大ごみ処理過程の破碎機により変形、衝撃等で内部電極のプラス極とマイナス極が接触したことで内部短絡を起こし出火、コンベアによって運搬され、磁力選別機付近でコンベア内の可燃物及びコンベアベルトに着火し、No.2 破碎物搬送コンベアからNo.1 破碎物搬送コンベアに焼け下がり延焼拡大したものとのことでした。

8 「報告事項 操業状況及び公害防止等に基づく環境測定結果について」の表-2) ① 排ガス測定 of 区分水銀 (Hg) の定量下限値がガス状 0.11 粒子状 0.0011 合計 0.11 と表示されているのは、いかなる理由か? 数字の根拠を示されたい。」という質問に対する回答は、根拠になりうるものではなく、正しい根拠を示されたい。(納得できる内容ではない。) 正しい根拠を記載すべきである。

8 ガス状 0.11、粒子状 0.0011、合計 0.11 と表示されている根拠につきましては、環境省告示第 94 号「排ガス中の水銀測定法」の第 5 水銀等の濃度の算出に記載されている、エ. 濃度の表示における数値の取扱いによるもので参考値として記載されている数値となります。この定量下限値は、検出ごとに変動する場合がありますが、これまでの定量下限値は一定の値としてガス状 0.11、粒子状 0.0011 と示してまいりました。正確には測定の都度変動する場合がありますので、例として水銀 (ガス状) が ND の場合には ND (0.11) の記述とします。

次回報告分より変更を予定します。

質問の回答

質問 1 指定廃棄物の保管期限について

保管期限について、国からの指示を待つだけでなく、濃度測定を優先して行い、8000Bq/kgを下回るようなら、早く処分してほしい。

回答 1

指定廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法の規定により、国の責任において保管及び処分を行うことになっていることから、千葉県内の長期管理施設の確保等を、柏市、松戸市、流山市、我孫子市、印西市の市長連名で国に対し令和6年2月に要望書を提出しているところです。

松戸市では保管している指定廃棄物について、令和7年度から令和9年度までの3カ年で処分を行うとの報道発表がありました。

この事例を活用するなどの可能性も踏まえ、当組合で保管している指定廃棄物の処分について検討しているところです。

質問 2 八千代市のゴミ受入れについて

八千代市のゴミ受入れのように緊急性を要するものについて、どのようなスキームになっているのか。

回答 2

一部事務組合を含む県内市町村等では、災害等により多量の廃棄物が発生する等の緊急事態及び一般廃棄物処理施設に改修工事等の事態が発生した場合、「災害時等における廃棄物処理施設にかかる相互援助細目協定」（平成9年7月締結）により相互の援助協力体制が、定められており、不測の事態があった場合に、協力を要請し、可能な範囲内で協力する体制を構築しています。

また「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」第4条により、「やむなく他地区から搬入せざるを得ないときは、あらかじめ委員会に報告し、協議するものとする。」となっています。

質問 3 印西地区消防組合からの報告

昨年12月の火災の原因などをまとめた報告書を何らかの形で見ることはできないのでしょうか。HPに掲載するなど印西地区消防組合に交渉してみてください。

回答 3

印西地区消防組合に対し、火災の原因などをまとめた「火災調査書」を、ホームページ等で公開することは、望ましくないとの回答をいただいております。

このことから、組合としましてはホームページに「火災調査書」の原因概要を掲載してまいります。

質問 4 印西地区ごみ処理実施計画改訂の件

我々住民側との協定書と異なり、貴組合が定める計画であるので、追記等などで改定は可能なのでしょうか。もしくは、「令和8年度印西地区ごみ処理実施計画」にて改定するなどの回答もあるのかなと思いますがいかがでしょうか。

回答 4

令和6年末の印西クリーンセンター火災時に、ごみの受入れを行っていただいた市に、ごみ処理実施計画の改定について確認したところ、臨時的な受入れの場合には、ごみ処理実施計画の改定は、行っていないという回答をいただいたことから、今回の八千代市からのゴミ受入れに伴う「印西地区ごみ処理実施計画」の改定につきましては考えておりません。

また、今後も臨時的な受入れにつきましては変更を行いません。